

平成30年第9回  
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 平成30年11月10日(土)午後2時

場 所 鳥取市福祉文化会館2階委員会室

# 会 議 日 程

## 1 開 会

## 2 付議する議案

(鳥取市議会議員選挙関係)

議案第84号 選挙時登録者の決定について

議案第85号 随時抹消者の決定について

議案第86号 鳥取市議会議員選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額について

議案第87号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

議案第88号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

議案第89号 投票立会人の選任について

議案第90号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第91号 ポスター掲示場の設置場所の変更について

## 3 そ の 他

報告第2号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

## 4 閉 会

議案第84号

選挙時登録者の決定について

平成30年11月10日現在で、選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

平成30年11月10日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第3項の規定による登録者の決定をするためである。

平成30年11月10日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	平成30年9月3日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条3号 職権消除			転居等による増減			平成30年11月10日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	888	1,033	1,921	3	3	6	2	4	6	5	4	9				-3	-4	-7	881	1,024	1,905
2	1,517	1,772	3,289	3	6	9	10	4	14	27	19	46				3	-1	2	1,486	1,754	3,240
3	931	1,212	2,143	1	4	5	1	6	7	12	10	22				-4	-2	-6	915	1,198	2,113
4	1,586	1,932	3,518	11	6	17	9	9	18	22	10	32				1	-1		1,567	1,918	3,485
5	3,691	4,015	7,706	25	23	48	7	10	17	77	44	121				-3	-4	-7	3,629	3,980	7,609
6	2,881	3,233	6,114	28	11	39	8	6	14	24	20	44				3	4	7	2,880	3,222	6,102
7	1,307	1,404	2,711	7	3	10	3	6	9	10	8	18				-8	-1	-9	1,293	1,392	2,685
8	1,245	1,390	2,635	5	9	14	5	9	14	10	7	17				-1	1		1,234	1,384	2,618
9	1,492	1,769	3,261	27	21	48	7	5	12	19	14	33				5	1	6	1,498	1,772	3,270
10	1,068	1,284	2,352	3	2	5	8	3	11	11	13	24				7	7	14	1,059	1,277	2,336
11	945	1,043	1,988	6	7	13	1	1	2	4	7	11				-1	1		945	1,043	1,988
12	2,568	2,932	5,500	21	16	37	10	5	15	32	27	59				7	9	16	2,554	2,925	5,479
13	1,049	1,131	2,180	14	3	17	3	1	4	6	7	13				5	1	6	1,059	1,127	2,186
14	628	647	1,275	6	3	9	2	1	3	5	5	10				1	-2	-1	628	642	1,270
15	1,897	2,057	3,954	22	18	40		3	3	31	32	63					-2	-2	1,888	2,038	3,926
16	3,271	3,732	7,003	23	24	47	7	6	13	30	21	51				1	-1		3,258	3,728	6,986
17	2,815	2,948	5,763	18	13	31	7	5	12	32	17	49					-13	-13	2,794	2,926	5,720
18	1,529	1,616	3,145	10	13	23	1	3	4	19	7	26				-2		-2	1,517	1,619	3,136
19	388	432	820	2		2	1	2	3		1	1					-4	-4	389	425	814
20	904	949	1,853	3	3	6	1	4	5	3	3	6				-1	-2	-3	902	943	1,845
21	1,043	1,125	2,168	3	2	5	2	3	5	9	3	12				3	3	6	1,038	1,124	2,162
22	1,156	1,350	2,506	6	8	14	4	6	10	10	12	22					-6	-6	1,148	1,334	2,482
23	1,247	1,266	2,513	17	13	30	2	5	7	6	6	12				6	1	7	1,262	1,269	2,531
24	1,189	1,247	2,436	9	5	14	4	6	10	19	7	26				1	4	5	1,176	1,243	2,419
25	224	225	449	2	1	3	2		2	4	1	5							220	225	445
26	96	110	206								1	1							96	109	205
27	244	270	514	1		1	2	1	3	1		1							242	269	511
28	61	63	124					1	1							-1		-1	60	62	122
29	1,841	2,005	3,846	18	7	25	5	6	11	16	9	25				-1	4	3	1,837	2,001	3,838
30	1,286	1,334	2,620	8	3	11	3	3	6	13	11	24				-3	3		1,275	1,326	2,601
31	427	528	955	3	2	5		4	4		5	5				1	3	4	431	524	955
32	375	408	783				1	3	4		3	3				-1		-1	373	402	775
33	128	132	260				2	1	3										126	131	257
34	2,871	2,884	5,755	21	14	35	8	7	15	36	26	62				-3	2	-1	2,845	2,867	5,712
35	2,713	2,427	5,140	25	17	42	5	4	9	71	32	103				1	-1		2,663	2,407	5,070
36	2,316	2,536	4,852	8	15	23	5	11	16	12	14	26				5	20	25	2,312	2,546	4,858
37	816	895	1,711	3	1	4	4	4	8	4	4	8				1	1	2	812	889	1,701
38	48	54	102	1		1	1		1										48	54	102
39	2,878	3,224	6,102	19	16	35	6	6	12	28	22	50				-2	-3	-5	2,861	3,209	6,070
40	1,494	1,666	3,160	6	8	14	1	5	6	14	14	28				-4	-6	-10	1,481	1,649	3,130
41	1,872	2,017	3,889	14	10	24	2	8	10	11	19	30					1	1	1,873	2,001	3,874
42	1,180	1,301	2,481	11	9	20	3		3	11	8	19				-1		-1	1,176	1,302	2,478
50	993	1,105	2,098	9	5	14	6	2	8	10	8	18				-1	-1	-2	985	1,099	2,084
51	778	875	1,653	7	7	14	2	1	3	11	9	20				-3	-2	-5	769	870	1,639
52	520	587	1,107	3	5	8	2	5	7	3	7	10					2	2	518	582	1,100
53	677	758	1,435	3	1	4	4	6	10	1	2	3				-2	-2	-4	673	749	1,422
54	151	181	332	1		1				1	1	2					1	1	151	181	332
55	33	38	71		1	1													33	39	72
56	89	92	181		1	1		1	1	1		1							88	92	180
57	45	55	100														-1	-1	45	54	99
58	787	835	1,622	4	2	6	1	4	5	5	3	8				1	4	5	786	834	1,620
59	277	298	575		1	1	1	2	3										276	297	573
60	166	187	353	1	1	2	2	2	4	2	4	6							163	182	345

投票区	平成30年9月3日現在 名簿登録者数			法22条3項 選挙時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条3号 職権消除			転居等による増減			平成30年11月10日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
61	1,024	1,104	2,128	5	7	12	1	3	4	9		9			1	3	4	1,020	1,111	2,131	
62	322	408	730		1	1	2	2	4	1	1	2				1	1	319	407	726	
63	546	572	1,118	2	3	5	1	3	4	3	1	4				1	1	544	572	1,116	
64	201	229	430				3		3	2	3	5			-1	-4	-5	195	222	417	
65	259	261	520		1	1		1	1	1		1			-1	-2	-3	257	259	516	
66	221	236	457				2	1	3	3	1	4						216	234	450	
67	118	130	248	1	1	2				1	1	2			-1	1		117	131	248	
68	182	202	384	2	3	5	1		1									183	205	388	
69	509	601	1,110	1	1	2		2	2							-1	-1	510	599	1,109	
70	445	513	958	2	1	3	1	5	6	2	1	3				1	1	444	509	953	
71	390	424	814	1		1	2	1	3	4	2	6						385	421	806	
72	42	47	89															42	47	89	
73	27	26	53															27	26	53	
74	247	275	522	1	1	2	1	1	2		2	2						247	273	520	
75	203	211	414				1	1	2	1		1			-1	-1	-2	200	209	409	
76	221	254	475		1	1					1	1						221	254	475	
77	68	70	138															68	70	138	
78	54	58	112															54	58	112	
79	44	58	102	1		1					1	1				-1	-1	45	56	101	
80	626	717	1,343	5		5	3	4	7						-1	-4	-5	627	709	1,336	
81	234	244	478	1	2	3				1		1			1	-2	-1	235	244	479	
82	247	246	493				3	1	4	1	2	3			1		1	244	243	487	
83	257	263	520		2	2	2		2	2		2			2	2	4	255	267	522	
84	429	463	892	2		2	5	1	6		1	1						426	461	887	
85	1,226	1,327	2,553	6	6	12	3	1	4	9	8	17			1	-4	-3	1,221	1,320	2,541	
86	343	423	766	1		1	2	4	6	1	2	3			1		1	342	417	759	
87	179	213	392	1	1	2	1		1	2		2			1		1	178	214	392	
88	654	723	1,377	3		3	2	3	5		1	1			-2	-2	-4	653	717	1,370	
89	691	705	1,396	2	2	4	3	3	6	2	2	4			-2	-1	-3	686	701	1,387	
90	110	128	238								1	1						110	127	237	
91	106	95	201		1	1	1	2	3						-2		-2	103	94	197	
92	615	722	1,337	2	5	7	2	10	12	8	4	12			-2	-1	-3	605	712	1,317	
93	411	450	861	2	4	6	4	1	5	3	1	4			1	3	4	407	455	862	
94	441	469	910	1	3	4		1	1	4	3	7				2	2	438	470	908	
95	40	41	81															40	41	81	
96	370	373	743		1	1		2	2		1	1			-1	-1	-2	369	370	739	
97	230	220	450	2	1	3	2	1	3						-2		-2	228	220	448	
98	397	483	880				2	3	5							-4	-4	395	476	871	
99	36	41	77				1		1									35	41	76	
旧市	58,105	63,598	121,703	413	319	732	155	177	332	644	473	1,117	0	0	0	12	13	25	57,731	63,280	121,011
国府	3,286	3,691	6,977	23	20	43	14	15	29	27	27	54	0	0	0	-6	-3	-9	3,262	3,666	6,928
福部	1,230	1,320	2,550	5	4	9	4	8	12	7	7	14	0	0	0	1	4	5	1,225	1,313	2,538
河原	2,873	3,142	6,015	10	16	26	10	10	20	20	7	27	0	0	0	-2	0	-2	2,851	3,141	5,992
用瀬	1,413	1,611	3,024	4	2	6	3	8	11	6	3	9	0	0	0	0	0	0	1,408	1,602	3,010
佐治	837	926	1,763	2	2	4	2	2	4	1	4	5	0	0	0	-1	-2	-3	835	920	1,755
気高	3,541	3,896	7,437	16	11	27	19	11	30	16	13	29	0	0	0	6	-8	-2	3,528	3,875	7,403
鹿野	1,561	1,651	3,212	5	3	8	6	8	14	2	4	6	0	0	0	-6	-3	-9	1,552	1,639	3,191
青谷	2,540	2,799	5,339	7	14	21	11	18	29	15	9	24	0	0	0	-4	-1	-5	2,517	2,785	5,302
合計	75,386	82,634	158,020	485	391	876	224	257	481	738	547	1,285							74,909	82,221	157,130

平成30年11月10日(選挙時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	881	1,024	1,905	58	福部町コミュニティセンター	786	834	1,620
2	久松会館	1,486	1,754	3,240	59	山湯山農業センター	276	297	573
3	醇風小学校	915	1,198	2,113	60	福部町久志羅集会所	163	182	345
4	西中学校	1,567	1,918	3,485	61	鳥取市河原町総合支所	1,020	1,111	2,131
5	城北小学校	3,629	3,980	7,609	62	国英地区公民館	319	407	726
6	浜坂小学校	2,880	3,222	6,102	63	散岐小学校体育館	544	572	1,116
7	富桑小学校	1,293	1,392	2,685	64	水根公会堂	195	222	417
8	明德小学校	1,234	1,384	2,618	65	河原町総合体育館	257	259	516
9	日進小学校	1,498	1,772	3,270	66	西郷地区公民館	216	234	450
10	山の手体育館	1,059	1,277	2,336	67	小河内公民館	117	131	248
11	修立小学校	945	1,043	1,988	68	北村公民館	183	205	388
12	東中学校	2,554	2,925	5,479	69	用瀬町民会館	510	599	1,109
13	稲葉山小学校	1,059	1,127	2,186	70	大村電化農協会館	444	509	953
14	東デイサービスセンター	628	642	1,270	71	社地区公民館	385	421	806
15	南中学校	1,888	2,038	3,926	72	用瀬町屋住多目的集会所	42	47	89
16	勤労青少年ホーム	3,258	3,728	6,986	73	用瀬町江波多目的集会所	27	26	53
17	面影小学校	2,794	2,926	5,720	74	佐治町地域活性化センター	247	273	520
18	津ノ井小学校	1,517	1,619	3,136	75	佐治町コミュニティセンター	200	209	409
19	米里体育館	389	425	814	76	佐治町西佐治会館	221	254	475
20	倉田体育館	902	943	1,845	77	佐治町山王ふれあい会館	68	70	138
21	鳥取県漁業協同組合	1,038	1,124	2,162	78	佐治町津無生活改善センター	54	58	112
22	賀露町七区公民館	1,148	1,334	2,482	79	佐治町津野ふれあいの館	45	56	101
23	大正小学校	1,262	1,269	2,531	80	宝木地区公民館	627	709	1,336
24	美和小学校	1,176	1,243	2,419	81	鳥取市気高人権福祉センター	235	244	479
25	神戸地区公民館	220	225	445	82	瑞穂地区公民館	244	243	487
26	岩坪生活改善センター	96	109	205	83	市営住宅矢口団地集会所	255	267	522
27	東郷地区公民館	242	269	511	84	逢坂地区公民館	426	461	887
28	高路公民館	60	62	122	85	気高町総合支所	1,221	1,320	2,541
29	世紀小学校	1,837	2,001	3,838	86	浜村小学校	342	417	759
30	松保地区公民館	1,275	1,326	2,601	87	船磯公民館	178	214	392
31	豊実地区公民館	431	524	955	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	653	717	1,370
32	上原多目的集会施設	373	402	775	89	勝谷地区公民館	686	701	1,387
33	河内生活改善センター	126	131	257	90	小鷲河地区公民館	110	127	237
34	湖山小学校	2,845	2,867	5,712	91	鹿野町河内生活改善センター	103	94	197
35	国際交流プラザ	2,663	2,407	5,070	92	青谷地区公民館	605	712	1,317
36	末恒小学校	2,312	2,546	4,858	93	青谷小学校体育館	407	455	862
37	湖南学園体育館	812	889	1,701	94	中郷地区公民館	438	470	908
38	矢矯公民館	48	54	102	95	絹見公民館	40	41	81
39	美保南小学校	2,861	3,209	6,070	96	日置谷地区公民館	369	370	739
40	中ノ郷小学校	1,481	1,649	3,130	97	勝部地区公民館	228	220	448
41	若葉台体育館	1,873	2,001	3,874	98	日置地区公民館	395	476	871
42	桜ヶ丘中学校	1,176	1,302	2,478	99	八葉寺公民館	35	41	76
50	あおば地区公民館	985	1,099	2,084		旧市計	57,731	63,280	121,011
51	宮下地区公民館	769	870	1,639		国府町計	3,262	3,666	6,928
52	国府町コミュニティセンター	518	582	1,100		福部町計	1,225	1,313	2,538
53	谷地区公民館	673	749	1,422		河原町計	2,851	3,141	5,992
54	成器地区公民館	151	181	332		用瀬町計	1,408	1,602	3,010
55	山のめぐみ館	33	39	72		佐治町計	835	920	1,755
56	大茅地区公民館	88	92	180		気高町計	3,528	3,875	7,403
57	扇の里交流館	45	54	99		鹿野町計	1,552	1,639	3,191
						青谷町計	2,517	2,785	5,302
						合計	74,909	82,221	157,130

議案第 85 号

随時抹消者の決定について

平成 30 年 11 月 10 日現在で、公職選挙法第 28 条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

平成 30 年 11 月 10 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

- 1 公職選挙法第 28 条第 1 号の規定に基づき抹消すべき者  
男 224 人 女 257 人 計 481 人
- 2 公職選挙法第 28 条第 2 号の規定に基づき抹消すべき者  
男 738 人 女 547 人 計 1,285 人
- 3 公職選挙法第 28 条第 3 号の規定に基づき抹消すべき者  
該当者なし

提案理由

公職選挙法第 28 条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第 86 号

鳥取市議会議員選挙における候補者 1 人についての選挙運動に関する  
支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定により、平成 30 年  
11 月 18 日執行予定の鳥取市議会議員選挙における候補者 1 人についての選挙運  
動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 10 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

候補者 1 人についての選挙運動に関する支出金額の制限額

鳥取市議会議員選挙 : 4,660,100 円

提案理由

公職選挙法第 194 条の規定により、鳥取市議会議員選挙における候補者 1 人につ  
いての選挙運動に関する支出金額の制限額を定めるためである。

(参考)

選挙運動に関する支出金額の制限額の算定方法

市議会議員：告示日の選挙人名簿登録者数 ÷ 32 人 × 501 円 + 220 万円



議案第 87 号

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

平成 30 年 11 月 18 日執行予定の鳥取市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 30 年 11 月 18 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票管理者及びその職務を代理すべき者  
別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 24 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第 88 号

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

平成 30 年 11 月 18 日執行予定の鳥取市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 30 年 11 月 10 日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者

別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項で読み替えて適用する同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任するためである。

議案第89号

投票立会人の選任について

平成30年11月18日執行予定の鳥取市議会議員選挙における各投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

平成30年11月10日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

投票立会人 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第38条第1項の規定により、各投票区の投票立会人を選任するためである。

議案第90号

期日前投票所の投票立会人の選任について

平成30年11月18日執行予定の鳥取市議会議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

平成30年11月10日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

期日前投票所の投票立会人 別紙のとおり

提案理由

公職選挙法第48条の2第5項で読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、期日前投票所の投票立会人を選任するためである。

議案第91号

ポスター掲示場の設置場所の変更について

平成30年11月18日執行予定の鳥取市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり変更する。

平成30年11月10日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

ポスター掲示場の設置場所の変更

	投票区	掲示番号	所在地	設置位置
変更前	6	6-3	浜坂三丁目	浜坂小学校そば自転車道左側（竹柵側）
変更後				浜坂小学校敷地（雑種地）
変更前	89	89-4	鹿野町今市（今市1）	梅津令理宅ブロック塀
変更後				山名孝義宅石垣

提案理由

公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を変更するためである。

報告第8号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び  
6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数  
157,130人

(2) (1)の50分の1の数  
3,143人

地方自治法第74条第1項	………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	………	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数  
52,377人

地方自治法第76条第1項	………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数  
26,189人

市町村の合併の特例等に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例等に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

発 表 資 料	
平成30年11月8日	
担当課 (担当者)	鳥取市選挙管理委員会 事務局 鈴木、小嶋
電 話	(直通) 20-3386 (内線) 7250、7251

## 鳥取市議会議員選挙における投票所入場券の誤発送について

11月18日執行の鳥取市議会議員選挙において、投票所入場券の誤発送がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 内 容

平成30年3月25日から平成30年4月3日の間に市外転出・死亡により選挙人名簿から抹消すべき者に対して、抹消処理を行っていなかったため、誤って今回の市議会議員選挙における入場券を発送したものの。

#### 2. 原 因

4月3日の処理において、システムに対し3月25日に遡る指示を怠ったため。

#### 3. 対象者数

対象者数	838人
うち転出者	776人
うち死亡者	62人

#### (参 考)

入場券送付件数 81,280通  
(11/6に郵便局に持ち込み、11/7から各世帯に配布)

#### 4. 今後の対応

- ・誤発送者に対し、本日お詫びの文書を送付
- ・選挙人名簿からは11月10日の選挙時登録の際に抹消の処理を行う。
- ・鳥取市公式ホームページにお詫びの文書及び投票できない旨を掲載
- ・期日前投票所、当日投票所に注意事項を掲載。

#### 5. 再発防止策

- ・作業工程の確認と業務手順書・チェックリストを作成する。
- ・定時登録及び選挙時登録の際、住民異動者リストを打ち出し、選挙人名簿と突合しチェックすることで、正しく登録されているか、抹消すべき者が抹消されているかの確認を徹底する。

発鳥選第277号  
平成30年11月8日

様

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎

入場券の誤発送について（お詫び）

平成30年11月18日執行の鳥取市議会議員選挙の投票所入場券について、下記の市外に転出されている方若しくは死亡されている方に対して、誤って発送してしまいました。深くお詫び申し上げます。

このたびのことは、本来選挙人名簿から抹消されるべきにもかかわらず、抹消されないままとなっており、誤って入場券が発行されたものです。選挙人名簿からは、抹消するよう事務処理を行います。

つきましては、誠に申し訳ございませんが、誤ってお送りしている入場券は、破棄していただきますようお願いいたします。

大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

なお、入場券をお持ちになって投票においでになっても、市外に転出された方はこの選挙の投票はできませんのでご了承をいただきますようお願いいたします。

このたびは、大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。

記

該当の方

様

〒680-0022

鳥取市西町二丁目311番地

鳥取市選挙管理委員会事務局

TEL：0857-20-3386



(ホームページ掲載文)

鳥取市議会議員選挙における入場券の誤発送について（お詫び）

この度は、市民の皆様にご迷惑と混乱を生じさせることとなったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

また、入場券を誤発送いたしました、ご本人様、ご家族様には多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

このたびのことは、平成30年3月25日から平成30年4月3日の間に市外転出・死亡により選挙人名簿から抹消するべき方に対して、抹消処理を行っていなかったため、誤って入場券が発行されたものです。選挙人名簿からは、抹消するよう事務処理を行います。

なお、誤発送いたしました、ご本人様におかれましては、入場券をお持ちになって投票においでになっても、市外に転出された方はこの選挙の投票はできませんのでご了承をいただきますようお願いいたします。

今後は、再発防止のためチェック体制の確立を図ってまいります。

このたびは、大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。

平成30年11月8日

鳥取市選挙管理委員会  
委員長 岡田 浩四郎